

多言語社会論の意義と課題

原 聖

キーワード：多言語社会、少数言語、国語、国家語、危機言語

要旨

国語・標準語を備えた近代国民国家の単一言語への指向性を浮かび上がらせるのが少数言語である。近代国家における少数言語は多言語社会論の基点ともなる。

近代国家のなかで、多言語性を明示している国家は、誕生時におもに民族的多様性ゆえに多言語性が自覚されている。多くの国民国家では、言語的少数派による言語運動の結果、ないしは90年代以降の言語的人権（言語権）の考え方により、多言語性を法的に認めるようになった。

EUは共通通貨ユーロを発行するなど、国家的機能をもあわせもつ国家連合であり、国民国家を超越する擬似国家機構としても重要だが、加盟各国の国語を自動的に公用語とする多言語機構としても注目に値する。

西欧における多言語社会のモデルを提供するのはイギリスとスペインであり、ともに地域レベルでの2言語平等使用の模範を提示する。これはまた少数言語が日常的使用を取り戻す「逆行的言語シフト」の模範でもある。

1. 多言語社会とは

1.1 少数言語

社会は本質的に多言語的であるが、あえて多言語社会という場合、そこに言語的単一化傾向をもつ社会が存在するからである。それが国語・標準語を備えた近代国民国家なのである。さらに、こうした国家の単一言語への指向性を浮かび上がらせるのが少数言語である（原2005a）。

少数派は多数派とともに誕生する。国家の枠組みで言語の権力関係が明確になるのは、まさに言語的少数派との対抗関係が自覚されるときである。その意味で、近代国家における少数言語は多言語社会論の基点ともなる。

私の言語問題への取り組みの原点は、1970年代、地域的な民族主義に揺れるフランス、ブルターニュ地方だった。最初の論文は、ケルト系ブレイス語の現代におけ

る復権運動についてであり、第3共和政期にいかなる状況のなかで抑圧を経験し、復興への自助努力が行われるようになったかを、政治的文化的脈絡のなかで描き出そうとするものであった（原 1982）。その後ブレイス語の歴史的状況を、フランスの近代国家形成の萌芽期からあとづけることになったが、そこで明らかになったのは、中世初期からの書きことばの存在である（原 1990）。西欧の主要な少数言語にあっては、国民国家において国語・標準語が形成される以前（ないしその同時期）に書記化を経験している。しかもその多くはキリスト教の布教と密接に結びついていた。この書きことばの問題は、後で見るように、多言語社会論の課題としてはたいへん重要な意味をもっている。

19世紀以降の近代社会の文脈では、書きことば、文献による史実が過去の自分たちの祖先のものと自覚され、近代におけるナショナリズム形成にもつながったのである。ナショナリズムは近代国民国家形成とともに生成されたものだが、言語的少数派にあっては、当然ながら国民国家の対抗勢力として、抵抗運動としてのナショナリズムということになる。

1.2 欧州稀少言語事務局

いわゆる地域主義が、人間性回復の運動の一つとして、エコロジー運動などと並んで主張されはじめた 1970 年代以降、民族問題とは異なる形で少数言語が西欧諸国において話題となった。「少数、少数化された、地域的、小さな、消滅の危機にある、逼迫した、危うい状況の」言語などとさまざまな言い方があるが、1982年に結成されたヨーロッパの教育運動家たちの交流組織は、「欧州稀少言語事務局」（European Bureau for Lesser Used Languages）を名のった（ただし邦訳名としては「少数言語事務局」という言い方がふつう）。この団体による自らの定義によると、少数言語とは「構造、音声、語彙、特徴、歴史の帰結において、国家の支配的言語から区別され、より少ない数の人々によって、話され書かれる言語」である（Carrel 1995）。

「稀少言語」は価値中立的な表現だが、研究者レベルでは、少数言語がしばしばおかれている不平等や消滅の危機など否定的イメージを含めて考えたほうがいいという意見が多く、1980年から4年ごとに開催される研究者の集会は「少数言語国際会議」を名乗っている。この面での主導的研究者ジョシュア・フィッシュマン

(Joshua Fishman)は、少数言語復興の試みを「逆行的言語シフト」と呼ぶ（フィッシュマン 2003）。近代国民国家では、少数言語は死滅すべき運命とみなされがちだったが、多元的価値観のもとで多言語化に向かいつつあるポスト近代的状況にあっては、これまで考えられなかった少数言語の蘇生や活性化が語られるようになったのである。

1.3 少数言語の定義

1992年に欧州評議会が制定し、1998年に5カ国の批准によって発効した「欧州地域語少数言語憲章」(European Charter for Regional or Minority Languages)では、少数言語を次のように定義している。すなわち、1)当該国のほかの人々より数的に少ない集団をなす国籍保持者によって、特定の地域のなかで伝統的に用いられ、2)当該国の公用語とは異なるが、3)当該国の公用語の方言や、移民の言語は含まない言語である。つまり、数的劣勢のみではなく、被支配的地位、近年の移民ではないことが基準に加えられたことになる。19世紀後半以降のドイツ・ルール地方のポーランド移民、第1次世界大戦以降のフランスへのアルメニア移民をはじめ、戦後になって急増するフランスのマグレブ移民や、ドイツのトルコ移民などは対象とされないが、近代以前からの集団言語、ロマ語やイディッシュ語、ユダヤ・スペイン語などはこれに含めるのである(Woehrling 2005)。

1996年の「EU内の少数言語集団の生産と再生産」に関するEU調査報告書『ユーロモザイク』による少数言語集団の定義は、社会的に精緻化されて、「言語集団」として言及される少数者の概念は、数の問題ではなく権力関係による。すなわち、社会集団として認識され独自の言語文化を有するが、より広大な社会や国家のなかにはあっても、集団の構成員に当該言語の常用が保障される政治的制度的思想的構成体を欠いている、そうした言語集団」と定義された(Nelde 1996)。

1.4 危機言語

1992年に国連によって採択された「マイノリティ権利宣言」(民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言)、1996年にバルセロナ(スペイン、カタルーニャ地方)にNGO66団体ほか90カ国220人が集まって提言された「世界言語権宣言」では、地域的少数言語ばかりでなく近年の移民言語の擁護を視

野に入れており(「移民、難民、国外追放者、離散共同体の成員」第1条5項)、より包括的なものになっている。言語権という、話者が自言語の使用を自己同一化の権利として認めようとする考え方も、1990年代以降、西欧の少数言語復興運動のなかで確立したのであり、現在では、これが基本的人権のひとつとして、認識されはじめている(集団的権利については、個人離脱権との関連で異論がある)(言語権研究会1999)。

国連による1993年の「世界の先住民の国際年」キャンペーン、翌年末以降10年間継続された「先住民族の国際10年」キャンペーンに関連して、ユネスコを中心に「危機に瀕した言語(endangered languages、危機言語)」救済活動が展開された。これは1970年代以降推進されてきた先住民の権利回復運動を継承するものでもあったが、日本ではユネスコの要請をうけて、東京大学文学部に、世界の危機言語にかんする情報の集積をはかる国際センターが誕生し(1994年に設置された附属文化交流研究施設・東洋諸民族言語文化部門)、1999年から5年間にわたって、日本の言語研究者の総力を結集したプロジェクト「環太平洋の「消滅に瀕した言語」にかんする緊急調査研究」が日本言語学会を中心的オーガナイザーとして展開された。したがって、1990年代以降、少数言語は、ヨーロッパの地域的な言語集団ばかりでなく、近年の移民集団、さらには全世界的に救済が叫ばれる危機言語をも含む概念として考えられるようにもなったのである(危機言語2003)。

1.5 多言語国家

多言語社会論のターゲットが近代社会にあるとすれば、その国家論も近代以降のあり方が対象となる(もちろんそれは近代以前を対象としないということではない)。近代国民国家、そしてこれをめざす民族主義運動にあつては、国家的統一の象徴として言語的な単一化が推進されてきた。しかしながら一元化的傾向をもつ近代国家のあり方が、ポスト近代の状況下で問い直され、その逆の多元化がキーワードになるなかで、領域内で複数言語が使用されている多言語国家はポスト近代国家的な意味を持つようになった。その点で多言語国家は新しい理念を体現している。とはいえ単一言語国家をめざした近代国民国家も、その理念を達成できたところはなく、今日ではむしろその多言語的状況を積極的に是認している国家も多い。したがって現状ではすべての国家は多かれ少なかれ多言語的だということができる。

現在 200 カ国ほどの独立国家のなかで、125 カ国ほどが憲法で言語について言及しており、このうち 78 カ国は単一の国語・公用語を規定している。たとえば、「アルバニア共和国の公用語はアルバニア語である」(1998 年修正憲法)、「共和国の言語はフランス語である」(1992 年修正憲法)。さらにこの 78 カ国のうち 32 カ国がそのほかの言語の保護を付け加えている。たとえば、「ガボン共和国はフランス語を作業公用語とする。さらに国語(複数)の保護と地位向上に努める」(1997 年憲法)、「グアテマラの公用語はエスパーニャ(スペイン)語である。通用語(複数)は国の文化遺産をなす」(1985 年憲法)、「インドネシアの国語はバハサ・インドネシア、すなわちインドネシア語である。ジャワ語、スンダ語、マドゥラ語といった民衆がよく保存している地域語(複数)は、国家により尊重され保護される」(1945 年憲法)。

このほか、30 カ国ほどが 2 言語、9 カ国(エリトリア、コモロ、セイシェル、バヌアツ、ペルー、ベルギー、ボスニア、ボリビア、ルワンダ)が 3 言語、スイスとシンガポールの 2 カ国が 4 言語である。またコンゴ民主共和国(旧ザイール)は 5 言語(フランス語が公用語で、リンガラ語、ルバ語、コンゴ語、スワヒリ語が国語)、セネガルは 7 言語(ただし 2001 年の新憲法では、「表記システムを備えたすべての土着言語に国語の地位を与える」として、言語の例挙をしていない。砂野 2005)、南アフリカは 11 言語を憲法で公的に認知している。さらに、国の一部の地域で公的認知を行っている場合もある。インドでは、英語も含めて 19 言語が公的認知を受け、ロシアでは、ロシア語を含めて約 30 言語が諸共和国の言語として法的に認知されている。また中国では 55 の少数民族が公的に認知されて、いくつかの言語は地域における公的地位を与えられている(原 2005b、Spolsky 2004)。

いわゆる先進国のなかで多言語性が法的に認知されている場合は、連邦制や分権といった国家的な多元性がそこに反映されている。いっぽう開発途上国の場合は、複数民族という国家の成り立ちから、権力上いや応なく認めていることが多く、セネガルや南アフリカのように、政治的均衡化というよりもむしろ文化遺産の保護としての認定という色彩が濃い場合もある。

1.6 公用語・国語

公的認知の憲法(言語法)上の用語として一般的なのは、公的機関での使用を認め

る公用語(official language)である。植民地が独立して、旧宗主国の言語を公用語に規定する場合は、土着語、民族語を国語(national language)として、国の独自性の象徴として掲げることがある。たとえば、中央アフリカ(フランス語が公用語、サンゴ語が国語)、セネガル(フランス語が公用語、セレール語、ソニンケ語、ウォロフ語などが国語)が挙げられる。国語・公用語の用法は一定ではなく、土着語を国語としてばかりでなく、公用語として認知する場合、たとえば、ルワンダ(ルワンダ語が国語・公用語、フランス語が公用語)、スリランカ(シンハラ語とタミール語が国語・公用語、英語が通用語)、ヴァヌアツ(ビスラマ語が国語・公用語、英語・フランス語が公用語)、アイルランド(エール語が国語・第1公用語、英語が第2公用語)のような例のほか、どちらも公用語として認知している、ハイチ(クレオール語とフランス語が公用語)、セイシェル(英語、フランス語、クレオール語が公用語)、ケニア(キスワヒリ語と英語が議会公用語)などの例もある。スペインでは、全国レベルでカスティーリャ語を、各自治共和国レベルで、エウスカル・エリア(バスク)語、カタルーニャ語、ガリシア語を公用語と規定している(原 2005 b)。国語・公用語の定義は国によって異なり、一般的に区別して規定することは不可能であり、その必要もない。

1.7 国家語その他の公的規定

旧ソ連圏またオーストリーなどでは、国語ではなく国家語(state language)という表現で、国家の言語に対する庇護権を打ち出している。旧ソ連圏では、たとえばカザフスタン(カザフ語が国家語、ロシア語が民族間通用語)、トゥルクメニスタン(トゥルクメン語が国家語)、リトアニア(リトアニア語が国家語)が挙げられる。

国家の成り立ちに複数の主要な民族が関係している場合には、複数の言語が憲法で認定されることがある。たとえば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(ボスニア語、セルビア語、クロアチア語が公用語)、カナダ(英語とフランス語が公用語)、キプロス(ギリシア語とトルコ語が公用語)、フィンランド(フィンランド語とスウェーデン語が国語)、スイス(ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語が国語・公用語)である。

多言語国家として知られているインドは、憲法ではヒンディー語を公用語と規定するだけで、憲法施行から15年の期限を限った(ただし延長可能)英語の公的使

用の規定はあるが、その他の言語については、州レベルで規定されるにすぎない(18言語が共和国憲法第8附則で認知されている)(藤井 1999、2000)。同様に多言語国家としてよく引き合いに出されるベルギーの場合も、フランス語地域、オランダ語地域、バイリンガル(首都)地域、ドイツ語地域という言語地域の規定だけで、公用語・国語の規定はない。

アルジェリア(アラブ語が国語・公用語)、コスタリカ(スペイン語が公用語)、フィジー(英語が議会公用語)、ガボン(フランス語が公用語)、ヨルダン(アラブ語が公用語)、カンブチア(クメール語が公用語)、マルタ(マルタ語が国語)などのように、憲法で単一の公用語・国語の規定しかもたない場合でも、旧宗主国の言語や少数民族の言語が存在するので、多言語国家であることにはかわりはない。日本のように、憲法での言語規定がまったくない場合、イギリスのように憲法そのものが存在しない場合でも、地域語や移民の言語を考慮すれば、単一言語国家とはいえない。

近代国家のなかで、多言語性を明示しているのは、誕生時におもに民族的多様性ゆえに多言語性が自覚されている(したがって一方的支配関係とはならない)場合であり、その数は決して多くはない。多くの国民国家では、言語的少数派による言語運動の結果、ないしは90年代以降の言語的人権(言語権)の考え方により、多言語性が法的に認められるようになった(原 2005b)。

2. 欧州多言語社会論の現状

2.1 EUモデル

EUは共通通貨ユーロを発行するなど、国家的機能をもあわせもつ国家連合であり、国民国家を超越する擬似国家機構としても重要だが、加盟各国の国語を自動的に公用語とする多言語機構としても注目に値する。2004年5月、10カ国の新規加盟で9言語、すなわちエストニア語、ラトビア語、リトアニア語、ポーランド語、チェコ語、スロヴェニア語、スロヴァキア語、マジャール(ハンガリー)語、マルタ語が新しくEU公用語となり、全部でその数は20言語になった(それまでは、独仏蘭伊英希西デンマーク、ポルトガル、スウェーデン、スオミ(フィンランド)の11言語だった)。キプロスが統合化すれば、トルコ語も公用語となることが予定される。2007年1月にはブルガリアとルーマニアの加盟が実現するが、その時点でブルガリア語、ルーマニア語も自動的にEUの公用語となる。

2003年に刊行された「EUの言語的多様性のためのフランス国民議会 EU派遣団の報告書」(Herbillon、2003)によれば、欧州議会には1150人の翻訳者が働き、毎年延べ56000日の通訳をこなしている。EU委員会では毎年1300万ページの翻訳を行い、EU委員会、閣僚理事会、経済社会委員会、地域委員会をあわせると、700人の通訳が毎日活動している。通訳は一人一日625ユーロ(約9万円)であり、欧州議会での多言語関連費用は、2億7400万ユーロ(約410億円)にのぼり、事務予算の30%を占めるという。さらに1言語が公用語として加わるごとに800万ユーロの通訳料が毎年必要という見通しを示した。つまり、EUの事務的経費の3-4割は通訳翻訳関連なのである。

重要なのは、この経費がけっして無駄ではなく、これこそ文化的富だという認識がそこにあるということである(原 2005c)。マイナーな公用語は翻訳作業によって、まさに言語として育成されるのである。たとえば、マルタ語は、EU加入に平行して、2004年7月20日、「マルタ言語法」を作成して、通訳翻訳家の本格的な養成を開始した。EUの一人前の公用語たるにはまだ年月を要することになるが、公用語間の法的平等性は保たれている。もちろんEUレベルの多言語使用の状況はというと、建前どおりにはけっしてことが進んではいない。最上部に主要作業語(英仏)があり、その下に主要公用語(独西伊)があって、これらの言語が媒介的なピボット言語となり、その他の公用語への通訳翻訳が行われる(レドレー 2004)。したがってマルタ語とスオミ(フィンランド)語の通訳といった、マイナーな公用語間の直接的通訳は必要とされず、経費的には「節約」が行われている。こうして、言語的強弱により、主要作業語(英仏)、主要公用語(独西伊)、その他の公用語と、事実上3階層化されていることになる。

2.2 EUと少数言語

人口40万人弱のマルタ語がEU公用語として認知されたことで、これまで公用語でなかった言語の認知運動が高まることになった。その代表がエール(アイルランド)語である。エール語は、エール(アイルランド)の国語・第1公用語という国内的地位を持ちながら、1973年のEC加盟以来、ヨーロッパでは「条約言語」すなわち基本条約のみ翻訳されるという国語としては屈辱的な地位に甘んじていた。それは確かに加盟時にEC公用語になることを要求しなかったということだが、国内

でも公的には満足に用いられていないという厳しい現実があった。「欧州稀少言語事務局」の主要メンバーとして加わり、初期には活動の拠点をも提供した（ダブリンにその本部があった）のは、それゆえであった。EUでは少数言語の交流を積極的に進めるとともに、国内的には、2003年7月、「公用語法」を制定して、公文書におけるエール語使用の拡大、英語との平等化に取り組みはじめた。同年12月、EUでの公用語化をめざす運動が開始され、翌2004年7月には、EU公用語化要求をエール政府が公的に行うことが決定され、同年11月24日、ブリュッセルでのEU大使会合で正式に提案された。ここでは「マルタ語と同等の地位」が要求された。2005年6月13日、EU閣僚理事会で公用語化が決まり、2007年1月からこれが実施されることになった。マルタ語と同等の地位とは、理事会、欧州議会の決定事項の翻訳、閣僚レベルでの通訳であり、EU理事会、議会内の委員会レベルでは通訳はつけないというものである。それでも110人の翻訳家と40人の通訳が新たに必要だという。

「欧州稀少言語」の代表格といえるカタルーニャ語は、エール語と並び、少数言語の復権を牽引している。話者人口でいえば、エール語やマルタ語とは比較にならないほどの規模を有し（約1000万人）、独仏英伊西蘭に次いで、EU内で7番目の大言語だという。1980年代からすでに公用語化要求キャンペーンを展開しており、1990年12月、欧州議会の決議により、バルセロナのEC支局において、EC諸機関との通信言語として認定されている。スペインでは、このほかエウスカル・エリア（バスク）語でも認知要求運動があり、これに続くのが、イギリスのカムリー（ウェールズ）語とオランダのフリジア語である。

西欧における多言語社会のモデルを提供するのはイギリスとスペインであり、ともに地域レベルでの2言語平等使用の模範を提示している（ウィリアムズ 2004a、2004b、プッチ 2004）。両者はまた少数言語が日常的使用を取り戻す「逆行的言語シフト」の模範でもある（フィッシュマン 2003）。

2.3 多言語社会イギリス

英国は、2000年3月、地域語少数言語欧州憲章に署名し、翌01年3月に批准した。最初の報告書が、02年7月に刊行されたが、それによれば、カムリー語、アルバ（スコットランド）語、エール（アイルランド）語、ケルノウ（コーンウォール）語、スコッツ語（スコットランド英語）、アルスター・スコッツ語が英国の「地域

語少数言語」に認定されている。

2.3.1 ウェールズ

復権がもっとも進んでいるのはウェールズのカムリー語である。1991年の国勢調査では50万8千人(18.7%)が言語能力を主張していたが、2001年の国勢調査ではこれが58万2千人(20.8%)になった。1980年までは減少、80年代が停滞だったが、90年代から増加に転じたのである。フィッシュマンのいう「逆行的言語シフト」の模範的事例を提供しているのである。1988年の教育法改革によって、1990年からカムリー語学習が公立学校で義務化された。2001年の国勢調査では、5歳から15歳の40.8%がカムリー語会話能力を申請した。義務教育世代では、4割が会話能力をもっているということであり、全体の2割の2倍の比率となっている。将来的展望を明るくするものである。

また1993年の「カムリー語法」の制定によって、「カムリー語委員会」Bwrdd yr Iaith Gymraeg が設立され、さまざまなレベルで言語復興がはじまることになった。特記されるべきは、公的機関(役所や郵便局、消防署、警察署、税務署など)に「言語運用計画」を作成させ、カムリー語の復権をこうした機関の自発的努力にゆだねたことである。自治議会の発足までに公的機関ではこうした運用計画の作成が終わり、計画の実施が進んでいる。また銀行や商店など民間会社でもこうした計画の作成が奨励されている。

1999年の自治議会創設からすでに7年が経過しているが、第I期(99-03年)経過後の状況についての報告書によれば、言語的な復権を自治議会レベルで統括する「カムリー語委員会」は、予算が687万ポンド(02年)から1158万ポンド(03年)、1233万ポンド(04年)、1332万ポンド(05年、約27億円)へと増加した。ただし02年8月に発表された「皆の言語-イアイス・パウブ Iaith Pawb」政策によって、この委員会は07年に廃止予定となった。つまり、各部署の責任により政策遂行が可能になり、全体を統括するような組織はもはや必要としないと判断されているのである。「皆の言語」政策では、01-11年の10年間で話者を5%増加させることが目標化されたが、このためには義務教育レベルで25%の増加が必要だという。政策発表時の現状ではカムリー語運用小学校は420校だが、これを2011年には520校程度にし、これには800人の教員の追加が必要になるという。また教育領

域と並んで、コミュニティレベルで言語的活性化が強調され、とくに 70%以上の人々がカムリー語を話すコミュニティの人口減退を食い止めることが重要だと力説された。いずれも言語復興ではもっとも重要な事項であり、少数言語の逆行的言語シフトの模範的事例とっていいだろう。

2.3.2 スコットランド

スコットランドのアルバ（スコットランド・ゲール）語は、2001年の国勢調査では、9万3千人（1.8%）が何らかの能力を申告したが、カムリー語に比べると言語人口ははるかに少ない。1999年の自治議会の発足後、2003年3月に「アルバ（ガーリック）語開発局」Bòrd na Gàidhlig (Gaelic development agency)が設立された。ウェールズでは自治議会設立前から言語的な復権・活性化が始まっていたが、スコットランドでは自治議会の発足後、その政治的自立性が文化面にも反映されるようになったのである。自治政府に直属し、8人のメンバーからなり、「カムリー言語局」を模範とした活動が予定される。ただし2003年の予算は83万ポンド（1億1千万円）、ウェールズの10分の1以下である。04年10月に新規に開館したスコットランド新議事堂の案内表示は英語・アルバ語のバイリンガルだが、自治議会内では言語担当官は2人だけで、ウェールズのような通訳・翻訳部はない。04年11月に可決された「アルバ語言語法」では英語との平等が謳われることはなく、法制度へのアルバ語の導入も予定されていない。カムリー言語法のような逆行的言語シフトの行程をめざしてはいるがそれとはレベルが違うと、運動家たちから批判を受けている。ただ02年に提出された議員立法の言語法案は、地域限定型だったが、法律として可決されたこちらの言語法は全地域への適用を考えており、一歩前進ではある。1999年にできた最初のアルバ語運用小学校は、本来のアルバ語地域だとはいえない、南部の大都市グラスゴーだったのであり、その点が考慮された。アルバ語教育は、現在、小学校では60校、2000人の児童、中等学校では、36校974人にのぼっているが、ウェールズに比べるとその規模はまだ10分の1程度にすぎない。

2.3.3 そのほかの地域

北アイルランドでは、1998年のベルファスト合意によって、エール語とスコツ語を平等に振興させることになった。エール語はケルト系で、アイルランド統合の

象徴であり、カトリック派の言語である。スコッツ語は、英語と同系であり、スコットランドから移住したプロテスタント派を象徴する言語となっている。こうして「言語的多様性を尊重する」ため、とくにエール語振興については、「英国とアイルランド政府が一致して行動をとる」ことが合意された。99年12月以降、両国の言語団体による協議が開始され、エール語についてはエール(ゲール)語局 Foras na Gaeilge が担当し、スコッツ語については、「アルスター・スコッツ語局」Tha Boord O Ulster-Scotch という団体が設けられることになった。2000年11月に3年間、総額410万ポンドの推進計画が立てられ、アルスター大学では「アルスター・スコッツ研究所」が設立されて、スコッツ語英語辞書、録音資料作成などが開始された。両言語ともにアイルランド島全域を対象として振興を推進するのであり、言語文化から地域的な融合・平和活動が期待されているのである。アイルランド側の当初の予算は1750万ユーロ(約25億円)であり、ウェールズでの言語関連予算に匹敵する。その言語的規模が10分の1以下であることを考えると、その政治的重要度が投影されているということになるだろう。

アイルランドとイギリスの間にあるマン島は英王室の属地であり、法的には返還前の香港と似ていて、ほかのイギリス諸地域とは異なり、EUには入っていない。王室から付託された自治議会がすでに数百年に渡って機能している。ここにマン語というケルト系の言語が存在し、まさにローカル・アイデンティティの象徴的役割を果たしているが、記述言語学者によれば、1974年に最後の「伝統的」話者が死んだとされる。しかしながら20世紀はじめから復活運動があり、社会言語学的には一度も死に絶えたとはいえない。1991年国勢調査では、全島民71000人中、1689人がマン語理解能力を表明し、2002年のイギリスの地域語憲章認可の際に、その対象となる少数言語としても認知された。イギリスのほかの地域での言語運動を反映する形で、1992年以来、言語教育が開始され、現在、島内の全小学校35校と5中等学校、1000人ほどがマン語教育を受けているという。2001年、マン語を授業言語とする小学校の学級がスタートし、2003年には小学校1校全体がそうになった。島という孤立性、さらに自治議会の伝統によって、独自の言語文化の振興は急速に進展しつつあるといえよう。

イングランドの南西端に位置するコーンウォールには、ケルノウ(コーンウォール)語というケルト系言語が存在したが、1777年に最後の母語話者が亡くなって、

以来死滅した言語だった。だが20世紀はじめに復活運動が起き、2000年代初頭で、4000人の話者、うち500人は普通の会話が可能になるまでに運動が進展している。2002年のイギリスの地域語憲章認可の際にこれも少数言語として認知され、2005年から政府の補助金が支給されるようになった。まだ学校教育で教えられるには至っていないが、おそらくこれも時間の問題だろう。自治議会設立運動も進展しており、これに並行する形で言語文化運動が今後とも展開される可能性が高い。

2.4 欧州少数言語の新たな連携網

イギリスとスペインでの自治議会の進行と地域レベルでの言語政策の進展によって、EU内の少数言語の連携網は新たな段階を迎えようとしている。2001年10月、ウェールズのカムリー語委員会、スコットランドのアルバ（ゲール）語委員会、アイルランドのエール（ゲール）語局 Foras na Gaeilge、バスク自治政府、カタルーニャ自治政府、オランダ・フリースランドのフリジア語局 Berie foar it Frysk、フィンランドのスウェーデン人議会 Svenska Finlands folktinget の7団体によって「欧州言語局欧州ネットワーク」The European Network of European Language Boards が設立された。いずれも各地域のなかで法的な裏付けをもって、言語局が設置されている団体であり、それがこのネットワーク加入の条件となっている。2003年12月には、欧州委員会の言語学習・言語的多様性行動計画の一環として援助金を得ることに成功し、「欧州言語計画局ネットワーク」Network of European Language Planning Boards を発足させた。ここでは、家族内での言語継承、3言語のイマージョン教育、情報通信技術、商業的使用の4部門に活動が集約され、最重要部に集中的に投資が行われていることになる。少数言語の活性化ばかりでなく、言語教育一般についてみても模範的事例といえるだろう。一般化すれば、言語局による集中的な言語計画の策定と実施がその中核にあり、これが西欧型少数言語活性化モデルということになる。

3. 多言語社会論の課題

3.1 多言語社会研究会

1998年6月にはじまった多言語社会研究会では、発足に際して次のような課題を掲げた。すなわち、

- ① 地域的民族的少数派、移民・外国人労働者の言語文化的問題・要求/復権運動、言語政策
- ② 言語帝国主義、フランコフォニーといった言語覇権主義と多言語主義、国際的組織での言語使用
- ③ 言語侵略史、植民地（時代）およびポスト・コロニアルの言語問題
- ④ 国語・標準語の形成/歴史、方言・民衆言語などとの権力関係、言語政策
- ⑤ 多言語社会の形成/現実、その言語紛争、また言語政策/戦略
- ⑥ 多言語的メディア・コミュニケーション論、バイリンガル教育その他多言語社会に関する諸問題

である。研究会では、これまで8年あまりのあいだに40回近くになる東京研究例会、年1回沖縄での「うちなーぐち弁論大会」にあわせて行っている沖縄研究会（うちなーぐち活性化運動を支援する意味合いを当初から込めていた）、通算3回を数える研究大会（研究年報1号、2003年、2号、2004年、3号、2006年）、さらに4度にわたるシンポジウム（「欧州多言語主義」（『ことばと社会』別冊1号「ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか」2002年、課題②⑤にかかわる）、「地域語復興」（『ことばと社会』第8号「地域語発展のために」2004年、課題④に関係。また共催で「言語帝国主義」（三浦・糟谷編『言語帝国主義とは何か』2000年、課題②の一環）「脱帝国と多言語社会」（『ことばと社会』別冊2号「脱帝国と多言語社会のゆくえ」2005年、課題③にかかわる））を開催してきた。研究会と平行して刊行された『ことばと社会』は、現在までに第9号、別冊2号になるが、ここでは、課題①に関する「地名の政治言語学」（第1号、1999年）、「言語の復活」（第2号、1999年）、「危機言語」（第7号、2003年）、②に関する「単一言語支配」（第3号、2000年）、④に関する「漢字文化圏の文字ナショナリズム」1（第5号、2001年）、同2（第6号、2002年）、⑥に関する「メディアと多言語」（第4号、2000年）、「バイリテラシー」（第9号、2006年）などといったテーマを取り上げてきた。第10号では社会言語学的な理論特集を予定し、第11号では①のもう一つの側面、「移民と多言語」に取り組むことになっている。また科研費による研究も、2001年から03年にかけては、「多言語社会をめざす言語運動・言語政策に関する総合的研究」（研究代表者：林正寛女子美大教授、林2004）を手がけ、2004年から今年度までは、「多言語社会生成の歴史的条件に関する総合的研究」（代表者原聖）を継続中である。

3.2 今後の課題

公共空間が単一言語によって形成されると考えるのは、国語・標準語による言語統一の幻想をいだく国民国家と同様、すでに過去のものである。とはいえそれに代わるべき多言語的公共空間に関する総合的研究は、EUの模範的事例はあるものの、それが他の地域にも適応可能な普遍的モデルだとは言い切れず、今後の課題である。

同様にして、バイリンガル、ダイグロシアという2項対立的モデルでの原理論研究がこれまで主流だったが、むしろ3言語（以上）の社会的使用について考えることが、真の多言語社会研究になるという指向性が強まりつつある。2.4で指摘したように、欧州少数言語復興運動の牽引役を果たすグループは、3言語イマージョン教育を最重要目標に設定している。1990年代までの研究では、第2言語、第3言語の習得については、言語教育の視点から「個人的」学習がターゲットにされてきたが、ダイグロシア状況を踏まえた社会的状況を考慮にいった第3言語習得研究については、こうした少数言語活性化に携わる研究者のなかから生まれてきたのである。1999年に開始された「第3言語習得、3言語主義国際会議」International Conference on Third Language Acquisition and Trilingualismはこうした観点に基づいている（隔年開催で05年の第4回大会は「多言語主義国際会議」International Conference on Multilingualism、07年の第5回大会は「第3言語習得、多言語主義国際会議」となっている）。

もう一つ重要なのが、最初に述べた書きことばの多言語使用というレベルである。両親の言語が異なる場合、またその生活地域の言語が異なる場合は、2言語ないし3言語の幼児習得が可能になる。一般的にはさまざまな言語を口頭で、コードスイッチングをしながら操るとするのが多言語社会のイメージだが、そうした口頭レベルなら近代以前にはどの社会にも程度の差はあれ存在した。近代社会においても、地域方言や社会方言を考慮に入れると、程度の差はあれ、どの社会も多言語的だといえる。

だが書きことばではそうはいかない。たとえ母語であっても書きことばの習得には相当な努力が要求されるのである。真の多言語主義はこうした努力を要する言語獲得、すなわち幼児習得ではない言語学習に基づく。こうした考え方が多言語主義の基本としての「バイリテラシー」（2重書記言語）である（『ことばと社会』第9号特集）。したがって「マルチリテラシー」こそめざすべき多言語社会の形という

ことになるが、過去の歴史的文献に基づく研究を別にすれば（このレベルは以前から多くの研究がある）、この点でも今後の課題は数多い。

参考文献

Carrel, Silva et al, 1995 *Key words. A step into the world of lesser used languages*, Brussels, The European Bureau for Lesser Used Languages,

藤井毅(1999)「現代インドの言語問題」『ことばと社会』第2号特集「言語の復活」三元社

藤井毅(2000)「「多言語社会」において「単一言語」が指向されるとき」『ことばと社会』第3号特集「単一言語支配」三元社

フィッシュマン(2003)「危機に瀕した言語を救うのが困難なのはなぜか」『ことばと社会』第7号特集「危機言語」三元社

言語権研究会編(1999)『ことばへの権利』三元社

原聖(1982)「ブルトン語の抑圧と擁護」『思想』7月号

原聖(1990)『周縁的文化の変貌』、三元社

原聖(2005a)「少数言語」真田信治・庄司博史(編)『事典日本の多言語社会』岩波書店

原聖(2005b)「多言語国家」同上書所収

原聖(2005c)「EU25カ国体制と地域的言語文化」宮島喬(研究代表者)『西欧諸国における地域分権・地域主義の動向とその社会・文化的影響』(科研報告書)立教大学社会学部

林正寛〔研究代表者〕(2004)『多言語社会をめざす言語運動・言語政策に関する総合的研究』(科研報告書)女子美術大学

Herbillon, Michel, *Rapport d'information déposé par la délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne, sur la diversité linguistique dans l'Union européenne*. Enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 11 juin 2003

フィッシュマン(2003)「危機に瀕した言語を救うのが困難なのはなぜか」『ことばと社会』第7号、特集「危機言語」

「ことばと社会」編集委員会(2004)「ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか」

『ことばと社会』別冊1、三元社

Nelde, Peter, Strubell, Miquel et Williams, Glyn. 1996 *Euromosaïque : Production et reproduction des groupes linguistiques minoritaires au sein de l'Union européenne*, Luxembourg, Office des publications officielles des Communautés européennes

ブッチ(2004)「カタルーニャにおける言語シフトの逆行的転換：現在の問題点と達成事項」同上書所収

レドレール(2004)「EUの拡大と通訳システム」同上書

渋谷謙次郎編(2005)『欧州諸国の言語法』三元社

Spolsky, Bernard, 2004 *Language Policy*. Cambridge U.P.

砂野幸稔 2005「フランス植民地帝国とセネガルの諸言語」『ことばと社会』別冊2
「脱帝国と多言語化社会のゆくえ」三元社

ウィリアムズ(2004a)「ヨーロッパの少数言語」前掲『ことばと社会』別冊1

ウィリアムズ(2004b)、Language Policy Initiatives in Britain and Ireland、
「地域への分権と文化・言語 ヨーロッパと日本」組織委員会編『地域への分権
と文化・言語 ヨーロッパと日本』(国際コンフェレンスプロシーディングス)ヨ
ーロッパ地域問題研究会

Woehrling, Jean-Marie 2005 *The European Charter for Regional or Minority Languages, A critical commentary*. Strasbourg, Council of Europe Publishing.

(女子美術大学)